

受理官庁 DZ	アルジェリア国立工業所有権機関	附属書 C DZ
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	アルジェリア	
国際出願の作成に用いることができる言語 配列リストにおける言語依存フリー テキストのために認められる言語 願書の提出に用いることができる言語	アラビア語又はフランス語 ¹ 上述した言語と同じ ² アラビア語又はフランス語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか? ^{3, 4}	認める。受理官庁はePCT出願による電子出願を認める ⁵ 。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁又は欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁又は欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料 送付手数料 国際出願手数料 ⁶ 30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁶ 減額（手数料表第4項に基づく）： 電子出願 (文字コード形式による願書) 電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	通貨：アルジェリア・ディナール (DZD) 及びスイス・フラン (CHF) DZD 10,000 CHF 1,330 CHF 15 CHF 200 CHF 300	
調査手数料 優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	附属書D (AT) 又は (EP) 参照 頁ごとに DZD 400	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がアルジェリアに居住している場合 要, 出願人がアルジェリアの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に対して手続するために登録されている弁理士又は特許代理人	

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 受理官庁はPCT規則12.1(d)に基づき認める言語を国際事務局に具体的に通告していない。
- 3 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 4 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26 XMLフォーマットに準拠したものを作成しなければならない。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合、その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される（PCT規則19.4(a)(ii)の2）。
- 5 関連する受理官庁の通告については、2015年6月25日付公示（PCT公報）104頁以降参照。
- 6 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。